

震災復興計画の最終年度がスタート

震災から5年目を迎える本年度は、震災からの早期の復興を目指して掲げた「仙台市震災復興計画」の最終年度です。この間、集中的な取り組みにより、復興は新たな段階へと進みつつあります。



新しいコミュニティづくりも進んでいます(荒井東復興公営住宅)

防災集団移転の造成工事が完了(若林区七郷地区)

住まいの再建が進んでいます

3月26日、防災集団移転の移転先造成工事が完了し、宅地の引き渡し式が行われました。丘陵地区では宅地復旧工事が多く、多くの地区で完了。復興公営住宅への移転も進み、目に見える形で住まいの再建が進んでいます。また、本市で被災された方々への仮設住宅の供与が原則5年で終了することから、仮設住宅での生活から新たな住まいでの生活へ早期に移行できるよう、「被災者生活再建加速プログラム」に基づく支援を実施しています。集団移転先における新しいコミュニティ形成や、民間賃貸住宅への入居手続き等に関する情報提供など、重点的に支援していきます。



▲復興公営住宅3206戸のうち、約6割が完成。本年度末までに全ての完成を目指します(写真はあすと長町第二復興公営住宅)

防災集団移転により住宅を再建

昨年10月にみなし仮設住宅から若林区石場地区に移転した松木弘治さんは、「ゆったり入浴できる風呂が待ち遠しかった」と話します。もともと住んでいた荒浜から近かったことと、同級生や農業を通じた知り合いが多く住んでいたことから、ここを移転先を選びました。「早く近隣の方々と親しくなりたい。今後、地域の行事などを通じてさまざまな方と関わっていくのが楽しみです」と話してくれました。



昨年10月にみなし仮設住宅から若林区石場地区に移転した松木弘治さんは、「ゆったり入浴できる風呂が待ち遠しかった」と話します。



▲津波による被害を受けた東部地域では、防災集団移転促進事業を実施。13地区、733宅地全ての造成が完了しました(写真は若林区石場地区)



▲地滑りや擁壁崩壊などの被害が発生した丘陵地区等で完了した宅地復旧工事(写真は泉区南光台地区)

東部地域の復興の取り組み

津波により甚大な被害を受けた沿岸部の復興も進んでいます。かさ上げ道路や津波避難施設の整備などの減災まちづくりの推進や、農業の復興といった取り組みが進められています。

「住まいの復興給付金」制度について

消費税率が8%に引き上げられた平成26年4月1日以降に、東日本大震災で被災した住宅の所有者が、住宅を建築または補修等し、居住する場合、消費税増税分相当額(最大約90万円)の給付が受けられる制度です。(申請には「り災証明書」が必要です)

申請相談会

- 日時—5月8日(金)・9日(土)午前10時～午後6時
- 会場—復興庁宮城復興局(青葉区一番町4-6-1仙台第一生命タワービル13階)
- 直接会場へ 問復興庁コールセンター ☎0570・200・246

り災証明書の再発行について

「住まいの復興給付金」の申請に必要な「り災証明書」は、市役所本庁舎1階再発行窓口で発行しています。なお、新規での「り災証明書」の発行は行っておりませんが、写真などによりその事実が確認できる場合に一部損壊のり災証明として取り扱われる「家屋被害申出書」を発行しています。問減災推進課 ☎214・3109



▲東部農業地域を「農と食のフロンティア」として再生。6次産業化の推進等で、収益性の高い農業を目指します



▲津波による被害を軽減するため、県道塩釜亘理線等を6メートル程度かさ上げる工事を進めています



▲市ではタワー型やビル型などの津波避難施設を13カ所設置する予定です(写真は宮城野区中野五丁目の津波避難タワー)



▲津波により大きな被害を受けた海岸公園では、防災機能を備えた避難の丘などの整備や、復興のシンボルとなる公園の再整備が始まっています

主な復興事業	H25年度	H26年度	H27年度
防災集団移転	移転先造成完了		
公共事業による宅地復旧	全地区完了		
復興公営住宅整備	3206戸整備完了		
南蒲生浄化センター復旧	復旧完了		

※そのほか、津波からの避難施設整備や海岸公園の再整備、かさ上げ道路、避難道路などは平成28～30年度までの完了を目指し、整備を進めています



▶復旧工事が進む南蒲生浄化センター

暮らしの再生と未来を支える安全なまちの構築

国内での観測史上最大規模となる巨大地震と、千年に一度といわれる大津波が甚大な被害をもたらした東日本大震災。市は、平成23年に、震災からの早期の復興を目指す「仙台市震災復興計画」を策定しました。

これまでの4年間では、住まいの再建や農地の復旧、津波避難施設の整備、経済の復興、震災復興メモリアル事業など、多岐にわたる取り組みを実施してきました。特に、津波の被害を受けた東部地域や、地滑りなどの宅地被害の復

旧・復興については、防災集団移転の推進や被災宅地の復旧、復興公営住宅の建設など住まいの再建に集中的に取り組んできました。震災から5年目となる本年度は、計画の仕上げの年となります。これまでの重点的に取り組んできた住まいの再建等をさらに推し進めるとともに、南蒲生浄化センターの復旧工事など、その他の事業についても着実に進めていきます。

また、津波による被害を最小限にとどめるための道路のかさ上げ工事や津波避難施設の整備など、災害に強い安全なまちづくりを目指す事業についても、継続して取り組んでいきます。

この特集に関するお問い合わせは、震災復興室 ☎214・1266